

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服貸与規程（昭和33年岩手県訓令第42号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
貸与を受けること のできる職員	種 類	員 数	貸与期間 (年)	備 考	貸与を受けること のできる職員	種 類	員 数	貸与期間 (年)	備 考
[略]					[略]				
広域振 興局、 広域振 興局総 合支局 又は地 方振興 局	[略]				広域振 興局、 広域振 興局総 合支局 又は地 方振興 局	[略]			
食肉衛 生検査 所	と畜検査 員及び食 鳥検査員	診察衣 又は予 防衣 作業衣 作業帽 前掛け ゴム長 靴	2 2 1 2 3	1 1 1 2					
県民生 活セン ター	[略]				県民生 活セン ター	[略]			
[略]					[略]				
福祉総 合相談 センタ ー及び 児童相 談所	[略]				福祉総 合相談 センタ ー及び 児童相 談所	[略]			

食肉衛生検査所	と畜検査員及び食鳥検査員	診察衣	<u>2</u>	<u>1</u>	
		又は予防衣			
		作業衣	<u>2</u>	<u>1</u>	
		作業帽	<u>1</u>	<u>1</u>	
		前掛け	<u>2</u>	<u>1</u>	
		ゴム長靴	<u>3</u>	<u>2</u>	
環境保健センター	[略]				
[略]					
環境保健センター	[略]				
[略]					

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。